

# JCAA改正商事仲裁規則 (2014年2月1日施行)の概要について

日 時：2014年1月21日（火）14：00～16：00（13：30開場）

会 場：「四季交楽 然」ロイヤルルーム

参加費：無料

主 催：一般社団法人 日本商事仲裁協会

後 援：日本仲裁人協会、日本商工会議所、東京商工会議所

## ■開催要領

1. テー マ：JCAA改正商事仲裁規則（2014年2月1日施行）の概要について
2. 日 時：2014年1月21日（火）14：00～16：00
3. 会 場：「四季交楽 然」ロイヤルルーム  
東京都千代田区神田錦町3-13 竹橋安田ビル9階
4. 講 師：中村 達也
5. 参 加 費：無料
6. 定 員：70名（先着順）
7. 申込方法：裏面参加申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。  
お申込みの確認ができ次第、受講票をお送り致します。
8. 問合せ先：一般社団法人 日本商事仲裁協会 仲裁部  
〒101-0054 千代田区神田錦町3-17 廣瀬ビル3階  
TEL：03-5280-5161 / FAX：03-5280-5160  
E-mail：arbitration@jcaa.or.jp

## ■会場案内図



竹橋駅(東京メトロ東西線)3b出口より徒歩3分

大手町駅(東京メトロ千代田線)C2b出口より徒歩7分

神保町駅(都営地下鉄三田線、新宿線)A9出口より徒歩6分

## セミナーの内容

当協会は、2004年の仲裁法制定に合わせて、商事仲裁規則の全面改正を行いました。その後、2006年、2008年に若干の改正を行いました。2004年改正から10年近くが経過し、その間実務の運用において改善すべき点、また仲裁手続の迅速化、適正化という点からも更に見直すべき点があり、UNCITRAL仲裁規則の2010年改正や諸仲裁機関の仲裁規則の改正という最近の動向を踏まえ、全面的に規則改正を実施致しました。そこでこのたび、2014年2月1日施行の改正規則の概要を解説することを目的としたセミナーを開催致します。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

---

**主要な改正ポイント：**

**①請求の併合に関する手続の明確化**

- ・ 単一の申立てによる複数の請求
- ・ 第三者の手続参加
- ・ 手続の併合

**②仲裁人選任**

- ・ J C A Aによる確認手続
- ・ 多数当事者仲裁における選任手続

**③審理の迅速・適正を図るための手続**

- ・ 審理計画策定の義務化
- ・ 仲裁判断の期限

**④仲裁手続中の調停に関するルールの明確化**

- ・ J C A A国際商事調停規則に基づく調停手続
- ・ 仲裁人が調停人を務める場合の特則

**⑤保全措置命令**

- ・ 緊急仲裁人制度の導入
- ・ 保全措置命令の規定の充実化

**⑥その他手続の迅速化等の改善**

- ・ 基準日の廃止
- ・ 書面要件の緩和
- ・ 通知規定の充実

ほか

---

**講 師：**

**中村達也（なかむら たつや）**

現職：日本商事仲裁協会仲裁部長、国土舘大学法学部教授

著書：仲裁法なるほど Q&A（中央経済社）、国際取引紛争 仲裁・調停・交渉（三省堂）

---

**無 料 国 際 法 務 セ ミ ナ ー （ 2 0 1 4 年 1 月 2 1 日 ） 参 加 申 込 書**

送付先：一般社団法人 日本商事仲裁協会 FAX：03-5280-5160

受講をご希望される方は、このままFAXでお申込みください。

会社・団体・事務所名：

住 所： 〒

TEL 番号：

FAX 番号：

参加者名	所属部課名	E-mailアドレス

※ご記入いただいた情報は、当日の参加者名簿に掲載する他、当協会からの各種連絡・情報提供以外の目的に利用することはありません。